

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 国政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

通	検査料の点数の取扱い (保医発 0930・5, 1031・2)	p.65
通	医療機器の保険適用 (保医発 0930・6)	p.65
告通	療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正 (10/13 告示 365, 保医発 1013・1)	p.65
告通	厚生労働大臣の定める評価療養, 患者申出療養及び選定療養の一部改正等 (10/14・31 告示 366・367・383, 保医発 1014・1)	p.66
事	機能評価係数Ⅱの保険診療指数における「病院情報の公表」に係る病院情報の集計条件等 (DPC/PDPS) (9/23 保険局医療課事務連絡)	p.67
通	DPC 対象病院の「合併」「分割」の定義 (DPC/PDPS) (保医発 0926・4)	p.67
通	平成 28 年度地域医療指数 (体制評価指数) 等の確認に係る手続き (DPC/PDPS) (保医発 0930・2)	p.67
	* * *	
通	医療法施行規則の一部を改正する省令の施行 (医政発 0929・1)	p.68
事	入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関する Q&A に係る正誤 (10/12 社会・援護局障害福祉課訪問サービス係事務連絡)	p.69
他	主な施設基準の届出状況・主な選定療養に係る報告状況 (10/19 中医協)	p.70

* 本欄で示す “p.00” は, 原則 “診療点数早見表 2016 年 4 月版” ページ数です。

通 検査料の点数の取扱い

平成 28 年 9 月 30 日, 10 月 31 日
保医発 0930 第 5 号, 1031 第 2 号

【解説】9 月 28 日および 10 月 19 日の中医協で保険適用が承認された抗 MDA5 抗体, 抗 Mi-2 抗体, 抗 TIF1-γ 抗体および百日咳菌核酸検出に関する留意事項が示されました。

(p.379 左段下から 2 行目の次に挿入)

→抗 MDA5 抗体, 抗 Mi-2 抗体, 抗 TIF1-γ 抗体

ア 抗 MDA5 抗体, 抗 Mi-2 抗体及び抗 TIF1-γ 抗体は, D014 自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン 3 抗体, 抗 BP180-NC16a 抗体の所定点数に準じて

算定する。

イ 本検査は, 厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において, ELISA 法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査と D014 自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を, 2 項目又は 3 項目以上行った場合は, 所定点数にかかわらず, それぞれ 320 点又は 490 点を算定する。

(平 28 保医発 0930・5)

(p.384 左段 22 行目の次に挿入)

→百日咳菌核酸検出

ア 百日咳菌核酸検出は, D023 微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV 核酸検出, HPV 核酸検出, HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は, 関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して, LAMP 法により測定した場合に算定できる。

(平 28 保医発 1031・2)

通 医療機器の保険適用

平成 28 年 9 月 30 日
保医発 0930 第 6 号

【解説】10 月 1 日から保険適用されたメーカー申請の個別医療機器のなかで, 区分 C1 として保険適用された 1 機器について, 算定上の留意事項が通知されました。販売名の下に掲げたものは材料価格基準の決定 (類似) 機能区分です。

●新たな保険適用 区分 C1 (新機能) (新たな機能区分が必要で, 技術は既に評価されているもの)

→アドスプレー

本品を女子性器手術後の卵管及び卵管采

の通過・開存性の維持以外の目的で使用した場合には, 9.4mL を限度として算定できる。

100 合成吸収性癒着防止材

告 通 療養担当規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正

平成 28 年 10 月 13 日
厚生労働省告示第 365 号・
保医発 1013 第 1 号

【解説】9 月 28 日の中医協で, 向精神薬であるエチゾラム, ゾピクロンの投薬期間の上限を 30 日とすることが了承され, 官報告示されました。11 月 1 日からの適用です (なお, 10 月 14 日から同 31 日限りの告示内容は省略しました)。

(p.1382 左段下から 4 行目, 右段 1 行目に下線部を挿入)

第 10 厚生労働大臣が定める注射薬等
2 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(2)イ 内服薬

アルプラゾラム, エスタゾラム, エチゾラム, オキシコドン塩酸塩, …… , ジヒドロロコデインリン酸塩, ゾピクロン, ゾルピデム酒石酸塩, ……

(p.1383 左段 31 行目の次に挿入)

1. 改正の概要について

- (1) エチゾラム及びゾピクロンは、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 306 号）により、平成 28 年 10 月 14 日から麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 6 号に規定する向精神薬に指定されたが、揭示事項等告示を改正し、平成 28 年 10 月 14 日以降、揭示事項等告示第 10 第 2 号(1)ロに規定する向精神薬か

らは除外することとし、向精神薬に係る投薬期間の上限（投薬量又は投与量が 14 日分を限度とされる）の例外として定めたものである。

- (2) エチゾラム及びゾピクロンについて、平成 28 年 11 月 1 日より、揭示事項等告示第 10 第 2 号(2)イに規定する投薬量が 30 日分を限度とされる内服薬として定めたものである。

2. その他

エチゾラム及びゾピクロンの投薬量の制

限（30 日分を限度とする）については、平成 28 年 11 月 1 日より適用されるものであるが、同年 10 月 14 日から同月 31 日までの間であっても、その投薬については、『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 13 日付け保医発 0313003）の記の第 10 の 4 の(4)の規定を踏まえ、適切に行う。（平 28 保医発 1013-1）

告 通

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正等

平成 28 年 10 月 14・31 日
厚生労働省告示第 366・367・383 号、
保医発 1014 第 1 号

【解説】パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びに S-1 内服併用療法が患者申出療養の第 1 号として承認されたことなどを受け、関連告示・通知が改められました。

「『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項について」の一部改正（保医発 1014 第 1 号）

(p.1369 右段下から 8 行目の次に下線部を挿入)

→ 23 別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る）に関する事項

- (2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。

①保険医療機関において、当該療養を実施する。

②当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師である。

（以下、項番は緑下げ）

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正（厚生労働省告示第 366 号）

(p.1398 右段 22・23 行目を訂正)

第 1 条の 2 健康保険法第 63 条第 2 項第 4 号及び高齢者医療確保法第 64 条第 2 項第 4 号に規定する患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限る）とする。

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部改正（厚生労働省告示第 367・383 号）

(p.1406 題名を訂正・告示 367)

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準

(p.1406 右段 25 行目の次に挿入・告示 367)

3 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第 1 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第 4 に掲げる患者申出療養（第 4 に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る）とする。

4 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第 1 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当することとする。

イ 保険医療機関において、当該療養を実施すること。

ロ 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診

療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。

（項番「3」は「5」に緑下げ）

(p.1416 左段 29・30 行目を訂正・告示 383)

9 削除（急性心筋梗塞に対するエポエチンベータ投与療法）

(p.1417 右段 10 行目の次に挿入・告示 383)

65 治療抵抗性の子宮頸がんに対するシスプラチンによる閉鎖循環下骨盤内非均衡灌流療法〔子宮頸がん（術後に再発したものであって、同時化学放射線療法に不応かつ手術が不能なものに限る）〕

66 陽子線治療〔肝内胆管がん（切除が不能と判断されたものであって、化学療法が奏効しないもの又は化学療法の実施が困難なものに限る）〕

67 ヒドロキシクロロキン療法〔関節リウマチ（既存の合成抗リウマチ薬による治療で DAS28 が 2.6 未満を達成できないものに限る）〕

(p.1417 右段最下行に挿入・告示 367)

第 4 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びに S-1 内服併用療法〔腹膜播種又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る）〕